

旭川市報道依頼

各報道機関 様

発表日	平成31年 3月29日
発信課	税務部資産税課
担当者	肱岡
連絡先	電 話 25-5891
	FAX 25-7423
	E-mail sisanzei@city.asahikawa.hokkaido.jp

分 類	その他
日 程	4 月 1 日 ～ 5 月 7 日
発表項目 (行事名)	平成31年度の土地及び家屋の縦覧帳簿の縦覧について
概 要 (趣旨・日時・ 場所・内容等を 記入すること。)	自己の土地・家屋の評価額と他の土地・家屋の評価額を比較し、自己の土地・家屋の評価額が適正かどうかを判断していただくための制度です。 - 縦覧期間及び時間 平成31年4月1日（月）から平成31年5月7日（火）まで （本市の休日を除く。） 午前9時から午後5時まで - 縦覧場所 資産税課（総合庁舎3階） - 縦覧手数料 無 料 - 縦覧できる方 - 土地価格等縦覧帳簿 - 市内に所在する土地の固定資産税の納税者 - アの代理人 - アの納税管理人 - 家屋価格等縦覧帳簿 - 市内に所在する家屋の固定資産税の納税者 - アの代理人 - アの納税管理人 - 持ち物 - 納税者本人又は納税管理人 運転免許証など本人確認ができるもの - 納税者の代理人 運転免許証など代理人本人であることが確認できるもの 委任状などの代理人であることを証明する書面の原本 - 納税者の相続人 運転免許証など本人確認ができるもの 戸籍謄本等相続人であることが分かる書面
添付資料	無 ※ 有の場合、資料の内容を記入すること。なお、別途冊子等の配付を希望する場合は、その旨記入すること。
報道(取材)に 当たってのお願い	
備 考	こうほう旭川市民3月号にお知らせ記事を掲載しています。